



令和6年3月5日

基礎研究医養成活性化プログラムの中間評価結果について

この度、基礎研究医養成活性化プログラムについて、中間評価を実施しましたので、その結果をお知らせします（別添資料2）。

1. 事業の概要

法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援しています（参考資料1）。

＜事業計画期間＞

令和3年度～令和7年度

2. 中間評価について

中間評価は、各選定事業（2件）の進捗状況を検証し、適切な助言を行うことで、今後の事業の実効性を高めること、及び本事業の趣旨や成果を社会に情報提供することを目的としています。

基礎研究医養成推進委員会（参考資料2）において中間評価の実施方法を決定し、同委員会の委員が分担して書面評価を行ったうえ、現時点での進捗状況や成果等を確認するとともに、当初目的通りの達成が可能か否かについて、評価結果を取りまとめました（別添資料2）。

3. 公表

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/2023004_00002.htm

4. その他

基礎研究医養成推進委員会（委員長：清水孝雄（公益財団法人微生物化学研究所 研究所長、国立国際医療研究センター プロジェクト長））から、今回の評価について所見が述べられました（別添資料1）。

<本件に関する問合せ先>

高等教育局医学教育課医学教育係

菊池、川口

電話 03-5253-4111(3306)

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

令和5年度予算額
(前年度予算額)

0.4億円
0.4億円)



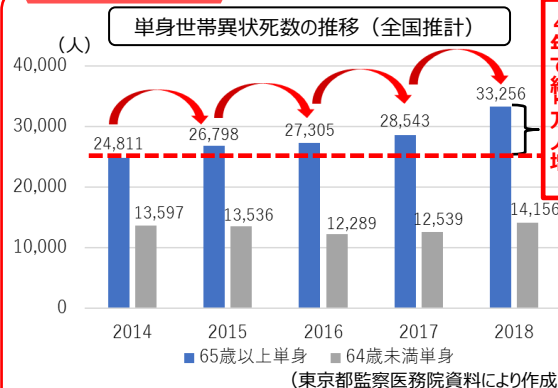
文部科学省

参考資料 1

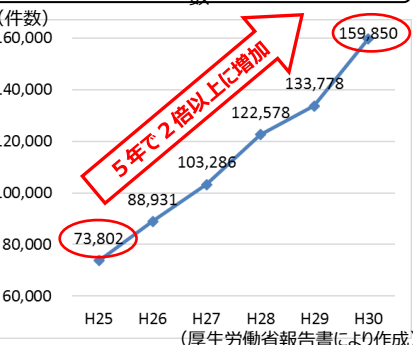
背景・課題

- 令和2年4月施行の死因究明等推進基本法、令和3年6月1日閣議決定の死因究明等推進計画を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。
- 一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医学解剖医等の地域偏在と不足の解消
- 児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見逃しが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消
- 新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ



児童相談所における児童虐待相談対応件数



- 47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医学者の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
- 日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる ※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

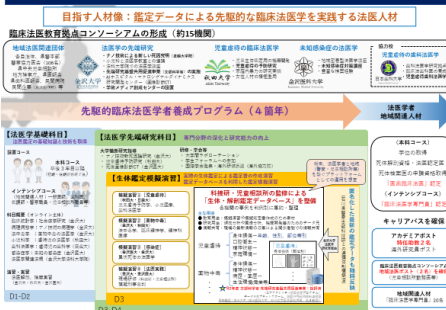
- 法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及び自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。
- 死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化し、データを活用し児童虐待等の痕跡や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

- ◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
- ◇選定件数・単価：2拠点×2,000万円

<選定大学の取組>

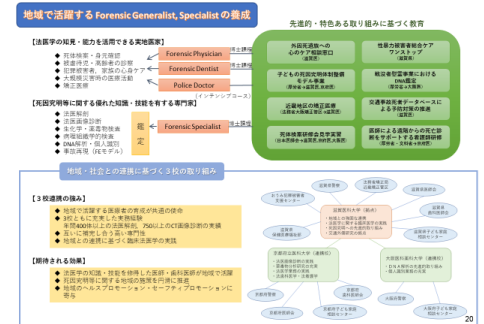
金沢大学
5年間の履修者目標数：
本科コース4名、インテンシブコース20名

医歯工連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成



滋賀医科大学

5年間の履修者目標数：3つの課程プログラム7名、インテンシブコース22名



<期待される成果>

- ☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
- ☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
- ☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

基礎研究医養成推進委員会委員名簿

※ 五十音順（敬称略）

青木 康博	名古屋市立大学大学院医学研究科 教授
木下 博之	香川大学医学部 教授
櫻田 宏一	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 教授
清水 孝雄	公益財団法人微生物化学研究所 研究所長 国立国際医療研究センター プロジェクト長
高橋 雅英	藤田医科大学国際再生医療センター センター長
沼口 敦	名古屋大学医学部附属病院救急・内科系集中治療部 部長
野田 泰子	自治医科大学医学部 教授
守屋 文夫	川崎医療福祉大学保健看護学部 教授

計 8 名

（令和 6 年 2 月 9 日現在）

「基礎研究医養成推進委員会」所見

令和 6 年 3 月 5 日

1. 事業の概要

医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や臨床への橋渡しにおいても重要な役割を果たしている。

一方で、基礎医学研究においては、キャリアパスに不安を持つ者も多く、将来的な質の維持に懸念が生じている。そのうち、死因究明等を担う法医学分野においても同様な状況となっている中、令和 2 年 4 月に死因究明等推進基本法が施行され、死因究明等を担う人材のさらなる養成が求められている。

本事業では、基礎医学を志す医師の減少に歯止めをかけるとともに、我が国の国際競争力を強化すること、また、犯罪や増加する児童虐待の見逃しの防止に加え、大規模災害や未知の感染症等を見据えた我が国の公衆衛生の向上に資する法医学・歯科法医学の人材を養成することを目的として、令和 3 年度より、各大学が連携し、キャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する取組を支援している。

2. 中間評価で確認できた成果

本委員会では、今後の事業の推進に役立てることを目的として、今年度 3 年目を迎えた本事業における取組の進捗状況や成果の評価を行った。

なお、各取組により、養成人材の事業計画、連携大学の有無、地域の実情等がそれぞれ異なることから、今回の評価は各取組の内容を比較して優劣をつけるものではなく、各取組が掲げた当初計画の実施結果や本事業の目標を達成できたか否かを評価したものであることに御留意いただきたい。

まず、教育プログラム・コースの状況については、6 大学が連携し 6 つの教育プログラム・コースを設け、令和 5 年 10 月末までに、正規課程コース 20 名、インテンシブコース 135 名を受け入れ、61 名の修了者を輩出し、法医学・歯科法医学の人材養成に大きく貢献した。受入人数は各大学が掲げた目標を上回っている。

	A:医師	B:歯科医師	C:医療従事者 (A,B 以外)	D:その他 (A～C 以外)	合計
正 規 課 程 コー ス	1 4	5	0	1	2 0
インテンシブ コース	3 2	8 4	4	1 5	1 3 5

また、各大学においては、

- 大学内外における多機関でコンソーシアムを形成し、医師・歯科医師・医療従事者・警察職員・海上保安庁職員・児童相談所職員等を対象に幅広い人材を育成
 - 専門資格取得（厚生労働省死体解剖資格、日本法医学会死体検案認定医等）のための養成コースの開設
 - インテンシブコースの開設による地域の死因究明従事者のレベル維持・向上
 - 児童虐待・高齢者虐待や薬物中毒、未知の感染症、犯罪被害者やご遺族等に対するグリーフケア、矯正医療など、法医学分野と臨床分野の連携推進
 - 法医関連のデータベース（過去の法医解剖鑑定書や皮下出血に関する生体鑑定資料、法中毒学に関連した血液検査データ、身元不明のご遺体の歯科情報画像、法医剖検例、小児死亡例、交通死亡事故例等）を発展的に構築し、教育・研究に利用
 - コース修了者のポストの確保（今後大学において確保されるポストは3名分、警察協力医や矯正医官や監察医事務所、児童相談所等の地域嘱託法医として勤務することも想定される。）
- などにより、死因究明に関する教育・研究の充実・発展に貢献する優れた取組が行われている。

特に、滋賀医科大学では、令和4年度及び令和5年度で医師12名、歯科医師4名を大学院の正規課程コースに受け入れており、特筆すべき点である。地域との連携を密に行い、本事業について、医師会・歯科医師会に逐一情報提供を行うほか、毎年度、パンフレットを作成して地域の実地医家や全国の医学部・歯学部へ広報・啓発を行い、県の健康医療福祉部とも情報共有し、県の死因究明等推進協議会等でも広く啓発する等の努力が功を奏している。

今後、コース履修者の確保やコース修了者の研究継続支援、死因究明等データベースの全国的な利活用（個人情報等に留意しつつ可能な範囲で）等を推進することにより、更なる死因究明等の質向上や効率化による教員の負担軽減を期待す

る。

また、本補助金の使途のうち、成果・効果を上げるための貢献度が高いものとして、

- 特任教員や事務員を雇用できたことにより、多様な履修者の指導や関係機関との密な連携、教員の負担軽減等が可能となったこと
 - 各種の設備備品整備（近赤外線カメラ、デンタルX線撮影装置等）により教育データベースを構築できたこと
- などが確認できた。

3. 中間評価を踏まえた課題

今後、各大学には、今回の中間評価結果における本委員会のコメント及び以下の事項について、必要な取組の実施を求める。

- 受入目標人数を達成している点は評価できる一方、さらなる法医学人材の育成に向けて、受入人数の実績を踏まえて適切に令和6年度以降の受入目標人数の見直しを行うこと。

4. 今後の法医学・死因究明に対する期待

関連して、本委員会では、死因究明等に関する課題や展望について幅広く議論を行った。その結果、例えば、以下のような事項は重要な課題であり、各関係機関等において取組が推進されることを期待する。

- 全国で法医学の志望者や大学院修了者が毎年度一定数存在するにも関わらず、法医学の確保・増員が進まない要因・課題として、就職ポストがないこと、現在の法医学解剖収入では増員できないことなどが挙げられている（令和5年度文部科学省調べ）。

そのため、死因究明等の公益性・重要性を社会全体で共有し、関係機関が一体となって、法医学等の適切な処遇の確保や、死因究明等推進基本法でも規定されている「死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備」の実現を切望する。

また、寄附講座の設置や監察医事務所、児童相談所、保健所、矯正医療施設での法医学の雇用、病理と法医学の連携等により、法医学に携わる者の活躍の場やキャリアパスの確保・拡充が促進されることを期待する。

- 死因究明等は地域における保健医療福祉活動と一体的に行われることが重要であり、各都道府県の行政や保健医療福祉機関、医師会等との協力関係や信頼関係を一層構築する必要がある。

○各都道府県によって司法解剖体制に差異があることから、地域の実情に応じた取組を行うとともに、均てん化に向けて隣県等での連携・相互補完を更に充実させることにより、例えば、医師等の交流・派遣や検査の相互委託、大規模災害・事件時の役割分担、症例検討会による人材育成等の取組が促進されることを期待する。

○医師の働き方改革に伴い、令和6年4月より医師の時間外・休日労働の上限規制が開始され、大学において臨床医の確保の必要性が高まる中であっても、法医学教室の人員確保が重要であることを再認識する必要がある。

最後に、現状で多くの課題が残されていることから、国には引き続き、死因究明をはじめとする基礎医学全体の専門人材養成に関する必要な財政支援を要請するものである。

中間評価結果

○総合評価

評価	評価基準	件数
S	計画を超えた取組が行われ、現行の努力を継続することによって当初目標を上回る優れた効果・成果が期待できると判断される。	1
A	計画どおりの取組が行われ、順調に進捗しており、現行の努力を継続することによって当初目的を十分に達成することが可能と判断される。	-
B	おおむね順調に進捗しているが、一部で十分な成果がまだ得られていない点があり、当初目的を達成するためには、留意事項を考慮し、一層の努力が必要と判断される。	1
C	改善を要する事項があり、このままでは目的を達成することは難しいと思われるので、留意事項を考慮し、当初計画の大幅な変更が必要と判断される。	-
D	改善を要する事項や特に重大な課題があり、このままでは目的を達成することは難しいと思われるので、補助事業を中止することが必要と判断される。	-

「基礎研究医養成活性化プログラム」の取組概要及び中間評価結果

整理番号	1
申請担当大学名 (連携大学名)	金沢大学 (秋田大学、金沢医科大学) 計3大学
事業名称	医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成
事業責任者	理事(総括・大学改革・附属病院担当)・大竹 茂樹
取組概要	
本事業は、医歯工法および地域との連携により、児童虐待や薬物中毒、未知の感染症など臨床分野への応用を可能とする「臨床法医学」の資質を備えた基礎研究医及び関連職種の人材を養成するものである。具体的には、令和 2 年に採択された文科省「先端研究基盤共用促進事業」と連携し、石川県警察本部科学捜査研究所および関連施設がもつ児童虐待や薬物中毒等に関連する情報を教育用にデータベース化し、参加大学教員および学外連携機関職員がそれらを活用することで実践的な生体鑑定模擬演習(D3)を含む法医学専門教育を行う。さらに臨床統計や関連法規、歯科法医学、検案実習などからなる法医学基礎科目(D1-D2)、卓越大学院、工学・分析系とも連携した法医学先端研究科目(D3-D4)をカリキュラムに加えることで、より先駆的な「臨床法医学」を実践できる人材を養成する。本プログラムの成果は北陸地区のみならず、東北地区を含む他府県への波及が可能であると考え。	
中間評価結果	
(総合評価) B	
おおむね順調に進捗しているが、一部で十分な成果がまだ得られていない点があり、当初目的を達成するためには、留意事項を考慮し、一層の努力が必要と判断される。	
(コメント) ○:優れた点等 ●:改善を要する点等 【優れた点等】 ○各コースの受入人数は申請時の目標値を上回っており、受講生への満足度に関するアンケート調査では高評価を得ているとともに、インテンシブコースでは多彩な受講者を受け入れている。特に、歯科法医学をはじめとして児童虐待に関する積極的な取組が行われている。 ○臨床法医学の資質を備えた研究者等の育成に着眼しており、法で義務付けられた児童相談所への医師の配置と有機的にリンクされている。また、海外研究も踏まえて修了者のポストの確保の具体策が描かれている等、修了者のキャリアパスの構築については十分な努力がなされている。	

○連携校、関連団体との連携がしっかり行われ、スーパーサイエンスハイスクール事業に参加している高校生に向けて法医学の魅力を伝える出張講義を行う等、研究会・シンポジウム等の情報発信については一定の成果をあげている。また、学会等への研究発表も積極的に行われている。

○大学内外での多機関のコンソーシアムを形成し、役割分担を効果的に実施することで、幅広い人材育成を行っている。さらに、複数大学と連携して教育内容の均てん化が具体的に模索されている。

○内部評価、外部評価による事業評価の実施とそれを踏まえた改善を実施している。

【改善を要する点等】

●インテンシブコースへの医師、歯科医師の履修者の増加が望まれる。

●本事業で構築したデータベースについては、データの収載及びデータベースの利用手続きに遅れが見られるため、事業計画どおりの教育が行えるように取り組んでいただくとともに、データの収載にあたっては、既にカリキュラム責任者として連携している工学・法学分野の教員などにもそれぞれの専門分野の観点から助言等、協力いただく事で、より充実したデータベースが構築されることを期待する。

●臨床法医学教育拠点コンソーシアムにおける民間企業との連携をさらに深めるために、具体的な課題を明確にすることで、本事業がさらに発展することを期待する。

●自立した事業の継続及び修了者のポストを確保するために、より具体性を持った財源確保の計画が必要である。

「基礎研究医養成活性化プログラム」の取組概要及び中間評価結果

整理番号	2
申請担当大学名 (連携大学名)	滋賀医科大学 (京都府立医科大学, 大阪医科大学) 計3大学
事業名称	地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の育成
事業責任者	理事・副学長(教育・学生支援・コンプライアンス担当) 松浦 博
取組概要	
正確な死因究明によって、効果的予防対策が立案でき、防ぎ得る内因死や外因死の予防につながる。また、被虐待者や犯罪被害者に対する適切な対応や矯正医療は、臨床現場において法医学的アプローチを要する。いずれも地域の安全・健康増進に資するため、その人材育成は急務である。国内で先進的な死因究明活動や法医学に関係した多くの臨床業務を行っている滋賀医科大学を中心に、地域で活躍する医師・歯科医師を養成する。さらに、十分な法医実務の実績がある京都府立医科大学及び大阪医科大学といった国公立の立場が異なる医系大学同士が連携することで、互いの専門性を有効に活用した質の高い教育プログラムを構築する。修了後は連携校における助教ポストや研究医コース修了者の特任教員ポストを有効利用することなどで、実務や研究を継続できるようにする。その成果は、地域における治安維持・公衆衛生の向上という実績をもって還元していく。	
中間評価結果	
(総合評価) S	
計画を超えた取組が行われ、現行の努力を継続することによって当初目標を上回る優れた効果・成果が期待できると判断される。	
(コメント) ○:優れた点等 ●:改善を要する点等 【優れた点等】 ○各コースでの教育効果が具体的に明記されており、法医実務および矯正医療に携わる質の高い実務者の養成に大きく寄与しているとともに、専門の学会活動や専門資格取得との連携を含む点も魅力となっている。さらに、警察や地方自治体がインテンシブコース修了者に協力依頼ができる体制づくり等の特徴的な取組も行われている。	

○3大学が密接に連携して、全てのコースで目標値を大きく上回る受入人数を実現しており、受講者によるアンケート評価も高い。また、連携大学において、法医専門医養成コースを受講している大学院生が5名いることは評価できる。

○特任教員のポストを含め、3大学で連携してポストを用意する体制もあり、令和6年4月にはインテンシブコース修了者が特任教員として着任する等、事業の継続についても、財源やポストに関する具体的な検討が行われている。

○事業紹介パンフレットを作成し、関係府県の実地医家に配布するとともに全国の医学部・歯学部を有する大学に配布し、事業への参加を促しており、特にインテンシブコースについて履修者が増加した。また、事業の浸透により、法医解剖やセミナー等の参加者についても増加が見られる。

○3大学における法医解剖に関するデータベース、滋賀県における小児死亡例・交通死亡事故に関するデータベースを構築し、本事業に利用されている。今後のデータベースを充実させる計画もあり、有効活用されることが期待できる。

○3大学がそれぞれの専門性を有効に活用した連携を行うことで研究医の育成を進めている点が優れており、広報を継続し、全国のモデルケースとなることを期待する。

【改善を要する点等】

- 外部評価委員に地方行政の関係者が含まれるとなお良い。